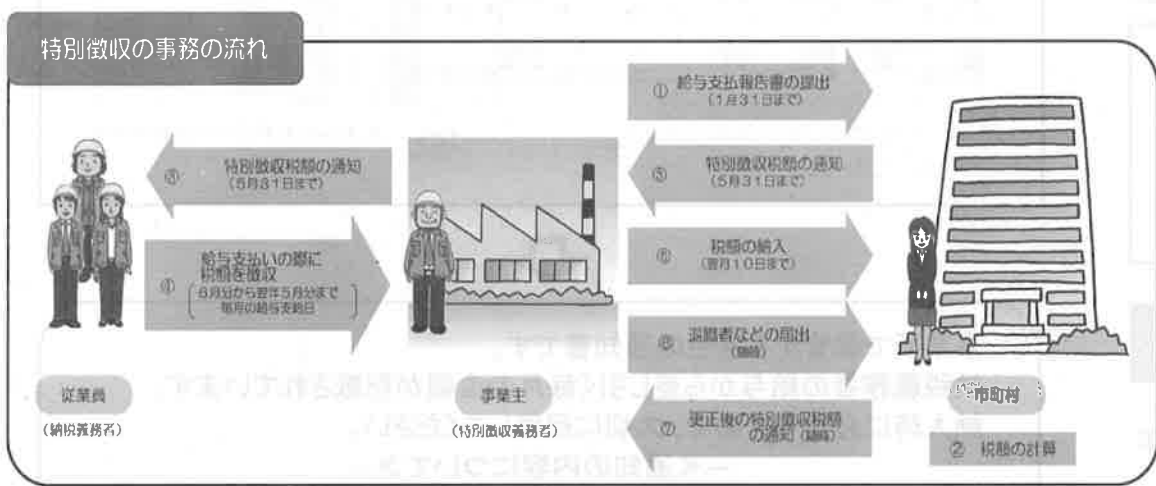


市県民税（個人住民税） 特別徴収事務の手引き

いわき市

～目次～



1 特別徴収義務者の指定	1
2 給与支払報告書の提出	1
3 特別徴収税額決定通知書の送付	1
①特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)茶色	1
特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)緑色	2
②納税義務者月割整理簿	2
③特別徴収納入書綴	3
・退職所得に係る市県民税の特別徴収	3
④特別徴収関係綴	4
・給与所得者異動届出書(記載例)	5~7
・特別徴収への切替申請書(記載例)	8
4 よくあるお問い合わせ	9

1 特別徴収義務者の指定

地方税法第321条の4及びいわき市税条例第38条の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業所は、いわき市から特別徴収義務者に指定されます。なお給与の支払いが不定期、または給与から市県民税額が引ききれないときなどの特別な理由がない限り、普通徴収は認められません。

2 給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、給与所得者に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに総務省令で定める給与支払報告書を給与の支払いを受けている人の1月1日現在の所在地の市町村長に提出しなければなりません。

いわき市では、以下のいずれかの条件を満たす場合のみ、普通徴収が認められます。

- ①給与の支払いが不定期な方(例:給与の支払いが毎月でない)
- ②給与が少額で、給与から特別徴収税額の引ききれない方
- ③他の事業所で、特別徴収を行っている方(例:乙欄適用者)
- ④退職又は退職予定の方

※給与支払報告書の提出についての詳細は、給与支払報告書作成の手引きをご参照ください。

3 特別徴収税額決定通知書の送付

特別徴収の徴収期間は、6月から翌年5月までの12ヶ月です。毎年5月中旬頃に、特別徴収義務者あてに①から④の書類を送付します。

【① 特別徴収税額の決定通知書】

特別徴収税額決定通知書は特別徴収義務者用(会社用)と納税義務者用(個人用)の2種類があります!

〔特別徴収義務者用(会社用)〕



事業所で保管する茶色の通知書です。
納税義務者の給与から差し引く毎月の金額が記載されています。
納入時に必要ですので、大切に保管してください。

—《通知の内容について》—

- ㊦ 事業所が納入する納税義務者全員の合計金額が記載されています。
- ① 納税義務者個人の月別の金額が記載されています。

【③ 特別徴収納入書綴】

納期限は、月割額を特別徴収（給与から差引き）した月の翌月10日※1です。

従業員の方から特別徴収をしたいわき市分の税額は、いわき市から送付される「給与所得等に係る特別徴収納入書綴」を使用して、金融機関等で納付してください。

また、給与を支払った月と徴収する月は同一です。

(例：8月に支払った給与から徴収した月割額は8月分です。これを9月10日までに納入してください。)

※1 この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌開庁日となります。

〔納入書表面〕

- ・ 納入する月分を記入してください。
- ・ 5桁の番号が記載されていない場合は、お知らせしている指定番号を記入してください。
- ・ 納入する全額を記入してください。
- ・ 納期限内に納入する場合は、給与分と同額になります。納期限を過ぎている場合は、延滞金等が発生する場合があります。

福島県 いわき市 市区町村コード 072044	個人市民税 個人市民税 領収証書 送	福島県 いわき市 市区町村コード 072044	個人市民税 個人市民税 納入書 送	福島県 いわき市 市区町村コード 072044	個人市民税 個人市民税 納入済通知書 送
口座番号 02190-3-960001	加入者名 福島県いわき市 市定多子 〒100-0000	口座番号 02190-3-960001	加入者名 福島県いわき市 市定多子 〒100-0000	口座番号 02190-3-960001	加入者名 福島県いわき市 市定多子 〒100-0000
納付月 平成29年6月分	納付額 1000000	納付月 平成29年6月分	納付額 1000000	納付月 平成29年6月分	納付額 1000000
合計額 ¥1000000	納期 平成29年7月10日	合計額 ¥1000000	納期 平成29年7月10日	合計額 ¥1000000	納期 平成29年7月10日
住所(所在地) いわき市平字梅本21番地 氏名(名称) 株式会社 いわき	住所(所在地) いわき市平字梅本21番地 氏名(名称) 株式会社 いわき	住所(所在地) いわき市平字梅本21番地 氏名(名称) 株式会社 いわき	住所(所在地) いわき市平字梅本21番地 氏名(名称) 株式会社 いわき	住所(所在地) いわき市平字梅本21番地 氏名(名称) 株式会社 いわき	住所(所在地) いわき市平字梅本21番地 氏名(名称) 株式会社 いわき

〔納入書裏面〕

退職者等の必要事項を記入してください。

市民税・県民税 納入申告書												
いわき市長様										(交付印)		
平成 年 月 日提出												
平成 年 月 分	人日	人										
退職手当等 支払金額	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	万
特別 徴収 税額	市民税											
	県民税											
特別 徴収 税務者	住所(居所) 又は所在地											
	氏名 又は名称											
納入 申告 書 番号												
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												

◎退職所得に係る市県民税の特別徴収について

退職所得の納入申告書…平成28年1月1日以降に行われる納入申告より、法人番号又は個人番号の記載が必要となります。

＜法人の場合＞

納入申告書(裏面)の法人番号の記載を忘れずに、表裏一体の様式で金融機関に提出してください。

＜個人事業主の場合＞

表裏一体の様式の原本とは別に、納入申告書(裏面)部分をコピーしたものを用意していただきます。

原本の納入書の面(表面)のみを記載したものを金融機関等に提出していただき(裏面の納入申告書は記載しないでください)、コピーした納入申告書に個人番号を含む必要な事項を記載していただいたものを郵送等によりいわき市役所税務課に提出してください。また、その際に退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(市町村提出用)を市民税課に送付してください。

※法人の役員等以外の受給者の特別徴収票は受給者に対する交付のみで市町村へ提出する必要はありません。

納入に関するお問い合わせは下記宛先までお願いします。

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地 いわき市財政部税務課税制係
TEL:0246-22-7422

納入書はひと月につき、「領収証書」「納入書」「納入済通知書」の3枚がありますので、全て同様に記入し金融機関にお持ちください。

【④ 特別徴収関係綴】

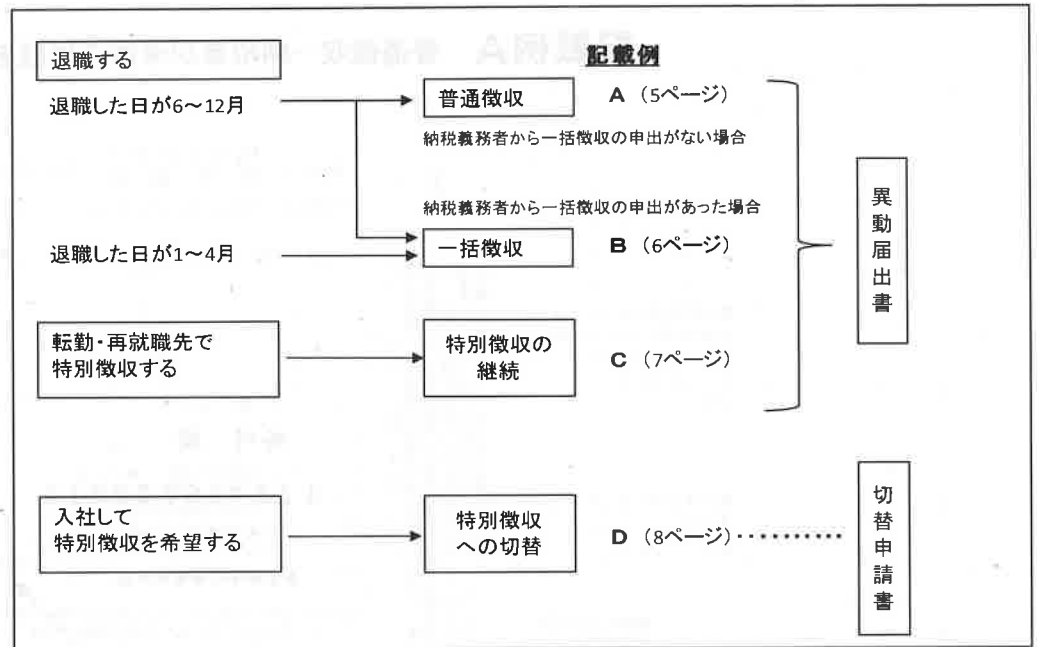
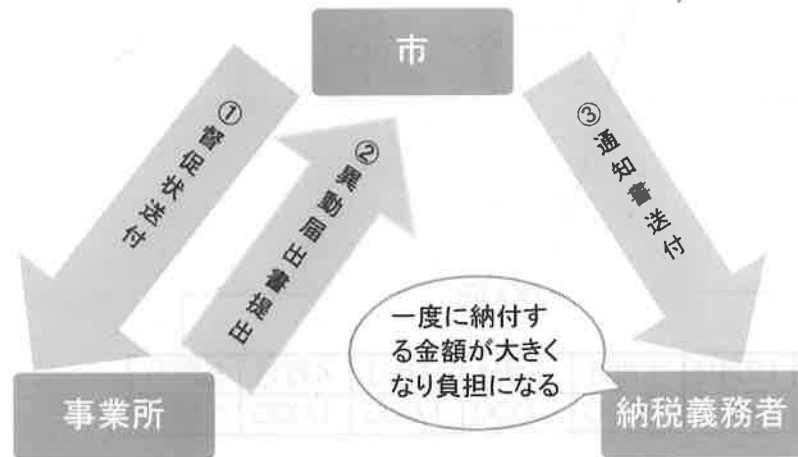
いわき市で課税されている従業員の方が、退職や休職又は転勤等により異動があった場合は、いわき市に「給与所得者異動届出書」を提出する必要があります。(地方税法施行規則第9条の5)

提出時期	退職や休職又は転勤等により従業員の異動があった日の翌月の10日まで
提出書類	特別徴収に係る給与所得者異動届出書

異動届出書の提出期限を厳守してください!

異動届出書の提出が遅れると、退職や休職又は転勤等をした従業員の方(納税義務者)が納めるべき税額は、特別徴収義務者である**事業主の滞納**となり督促状が送付されます。さらに普通徴収への切り替え処理が遅れた結果、**納税義務者に対して一度に多額の市県民税の納付義務が発生する**恐れがあり、トラブルの原因となります。

(例) 異動届出書の提出が遅くなると…



提出について

異動の内容により異動届出書の提出方法が異なりますのでご注意ください。

- 退職・休職の場合 **事業所** → **いわき市** (記載例A・B参照)
異動届出書の(1)欄に記入の上、事業所から直接いわき市へ提出。
なお、未徴収税額を一括徴収される場合は、(2)欄への記載をお願いします。
- 転勤・転職の場合 **旧事業所** → **新事業所** → **いわき市** (記載例C参照)
1. 旧事業所での処理…(1)欄を記入し新事業所に送付
2. 新事業所での処理…(1)欄の金額、月を確認の上、(3)欄を記入しいわき市へ提出
- 就職の場合 **新事業所** → **いわき市** (記載例D参照)
新事業所からいわき市に提出の際、納税義務者に既に普通徴収の納付書が届いていた場合、未納の分の納付書も併せて送付をお願いします。

※給与所得者が転居したことにより、現在市・県民税を課税している市町村と、次年度分の給与支払報告書を提出した市町村が異なる場合には、両方の市町村へ「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

記載例A 普通徴収…納税者が未徴収税額を直接納める方法

提出用 給与支払報告に係る給与と所得者異動届出書

(1) 異動があった場合はすみやかに提出してください。 ○指定番号と宛名番号を必ず記入してください。

個人番号又は法人番号	9876543210123
特別徴収義務者指定番号	△△△△△
宛名番号	0005
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	人事課 給与係 磐城 一郎 (電話 0246-22-1111)

給与支払報告書
 給与支払者 所在地 いわき市平字根本21番地
 いわき市長様

給与所得者
 氏名 新川 桜
 生年月日 昭和29年10月1日
 個人番号 123456789012
 勤務先 いわき市平字一丁目△-○
 新住所 東京都千代田区丸の内○-×

給与月日 29.10.31
 給与額 12,000円
 特別徴収額(有) 5,000円
 未徴収税額(有) 7,000円

異動事由
 1. 特別徴収継続(転勤)
 2. 一括徴収(退職・退職者等)
 3. 一括徴収(退職者等)
 4. 長期間
 5. 死亡
 7. その他

11月1日から退職時までの給与支払額 2,160,000円
 控除社会保険料額 216,000円

(2) 給与の支払いを受けなくなった後の月別額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。(1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、原則一括徴収することが義務づけられています。)

一括徴収の理由	1. 異動が平成29年10月31日まで、市が定めたため(1月1日市出)	2. 異動が平成29年1月1日以降の特別徴収の継続の希望がないため	3. 一括徴収できない理由(1/1から4/30までの退職者等)
一括徴収した税額は	円	月分(月 日納期限分)と合わせて納入します。	

(3) 転勤等による特別徴収届出書 新勤務先の所属先を経由して、市区町村長あてに送付してください。(左欄外参照)

月割額 円を	給与支払者	所在地	特別徴収義務者指定番号
1月分から徴収し納入する。	フリガナ	フリガナ	宛名番号
納入方法	氏名	氏名	連絡先の氏名及び所属課、係名
その理由	住所	住所	電話番号

納入書 要・不要

年税額 12,000円

既に納入済 6月分 1,000円 7月分 1,000円 8月分 1,000円 9月分 1,000円 10月分 1,000円 11月分 1,000円 12月分 1,000円 1月分 1,000円 2月分 1,000円 3月分 1,000円 4月分 1,000円 5月分 1,000円

今回納入する金額 5,000円 + 7,000円 = 12,000円

個人番号及び法人番号は平成29年1月1日以後給与の支払いを受けなくなった方のみ記入してください。

納入する月と月分をまちがえないように記入してください。

異動する前に聞いて記入してください。

納入済額を再度確認してください。

記載例B 一括徴収…給与支払者が未徴収税額を給与または退職手当等からまとめて徴収する方法

提出用 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(1) 異動があった場合はすみやかに提出してください。 (2) 確定番号と氏名番号を必ず記入してください。

個人番号又は法人番号 9876543210123
 特別徴収義務者指定番号 △△△△△
 宛名番号 0005
 連絡先の氏名及び所属課、係名 人事部 鈴木 氏名 繁城 一郎 (電話 0246-22-1111)

給与支払者 所在地 いわき市平字梅本21専地
 フリガナ イワキ
 名称 (株) いわき 印

給与所得者
 フリガナ シンカウ サクラ
 氏名 新川 桜
 生年月日 昭和47年(西暦)平成56年4月1日
 個人番号 123456789012
 旧住所 いわき市平字一丁目△-○
 新住所 東京都千代田区丸の内○-×

12,000円 (イ) 徴収済額 7,000円 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 5,000円
 異動年月日 30・1・31
 異動の事由 退職
 異動後の未徴収税額の徴収 1.特別徴収継続(転勤)
 2.転勤
 3.休職
 4.長期欠勤
 5.合任等
 6.死亡
 7.その他

1月1日から退職時までの給与支払額 150,000円
 控除社会保険料額 22,222円

(2) 給与の支払いを受けなくなった後の月額額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。*異動後の未徴収税額の徴収方法は(1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、原則一括徴収することが義務づけられています。)必ず記入してください。

一括徴収の理由	異動者印	一括徴収予定月日	一括徴収税額(少と円額)
1. 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出) 2. 異動が平成30年1月1日以降で特別徴収の希冀がないため	新川	30・2・5	5,000円
一括徴収できない理由(1/1から4/30までの退職等) 1. 1から4月までの間に支払われる給与等より少額なため又は退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他 理由()		一括徴収した現額は 1 月分 (2月10日納期限分)と合わせ て納入します。	

異動事由
 市 41・42・43・44 48・49 51
 区 45・46・47・74 75
 人 済 月 済 月
 欄 始 期 始 月

課税すべき年度
 延滞
 相当 備考

個人番号及び法人番号は平成29年1月1日以後給与の支払いを受けなくなった方のみ記入してください。

異動する前に記入してください。

一括徴収した税額と、実際に納める月分を記入してください。

《一括徴収しなければならない場合とその手続き》

	①6月1日から12月31日までの退職等の場合	②翌年の1月1日から4月30日までの退職等の場合
一括徴収ができる給与等の支給総額	その年度の5月31日までに支給されるべき給与、退職手当等が「その年度分の市県民税額の残税額(未徴収税額)」に足りていること。	左に同じ
一括徴収の申し出	本人が、給与所得等に係る特別徴収義務者に対して、その退職等の月の末日までに、「一括徴収を希望する」旨を申し出る。	本人の申し出の有無にかかわらず、一括徴収する。
納入手続き及び納入期限	「納入書」の納入税額の「一括徴収分」欄に、一括徴収した税額を記入して、徴収した月の翌月10日までに納入する。	左に同じ

記載例C 特別徴収継続…納税者が転勤先で引き続き給与所得に係る特別徴収を行う方法

提出用 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

(1) 異動があった場合

○指定番号と宛名番号を必ず記入してください。

旧勤務先記入欄		個人番号又は法人番号		9876543210123													
平成29年11月30日		所在地		いわき市平字梅本21番地													
いわき市長様		フリガナ		イワキ													
給与支払者		名称		(株) いわき 印													
給与所得者		フリガナ		特別徴収税額(円)		徴収済額(円)		未徴収税額(円)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		1月1日から退職時までの給与支払額	
新川 桜		29年06月		29年11月		6,000		6,000		29.11.30		1.退職 2.特別徴収継続 3.体職 4.昇降欠勤 5.合月昇降 6.死亡 7.その他		特別徴収継続 一括徴収 2.一括徴収 (退職を退職前月から) (納税額を退職前月から) 3.普通徴収 (退職額を退職前月から) (入が納付する)		150,000 円 控除社会 保険料額 22,222 円	
氏名		昭和・大正(昭和)平成56年4月1日		個人番号		123456789012											
旧住所		新住所		12,000		6,000		6,000									
いわき市平字一丁目△-〇		東京都千代田区丸の内〇-X															

(2) 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(生活収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。
(1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、原則一括徴収することが義務づけられています。)

一括徴収の理由	異動者印	一括徴収予定月日	一括徴収税額(上記(ウ)と同額)
1. 異動が平成 年12月31日までで、理由があったため(月 日申出)			円
2. 異動が平成 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため			円
一括徴収できない理由(1/1から4/30までの退職者等)		一括徴収した税額は 月分	
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は生活収税額より少ないため		(月 日納期限分)と合わせ	
2. その他 理由()		て納入します。	

(3) 転勤先

新勤務先記入欄		特別徴収義務者指定番号		XXXXX									
日割額 1,000 円を		所在地		東京都千代田区丸の内X-△									
12月分から徴収し		フリガナ		イワキ トウキョウシヤ									
納入する。		名称		(株) いわき東京支社 印									
給与支払方法及びその期日		払込を希望する金融機関の所在地及び名称		〇〇銀行									
25日													
				納入費 (要) ・ 不要									

個人番号及び法人番号は平成29年1月1日以後給与の支払いを受けなくなった方のみ記入してください。

納入する月と月分をまちがえないように記入してください。

異動する前に開いて記入してください。

旧勤務先での徴収済月と、新勤務先での徴収開始月は間が空かないように届出をお願いします。

1. (1) 欄を旧勤務先で記入して、新勤務先へ回送してください。
2. (3) 欄を新勤務先で記入して、いわき市へ送付してください。

記載例D 普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	いわき市平字梅本21番地		※ 特別徴収義務者 指 定 番 号		△△△△△				
いわき市長 様			フリガナ	い わ き		宛 名 番 号		※				
			名 称	い わ き		連 絡 者		係	人事課給与係			
		代表者の 氏名・印	齋 城 太 朗		氏 名		齋 城 一 郎					
					電 話		(0246) 22 - 1111 番 内線					
					印		※					
							今回いわき市で初めて特別徴収をされる事業所は朱色で○をつけてください。					
							特徴新規					
給 与 所 得 者	フリガナ	シンカワ サクラ										
	氏 名	新 川 桜 (旧姓)										
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 56 年 4 月 1 日										
	1月1日 現在の 住 所	いわき市平字一丁目△-〇										
	現住所	同上										
<p>上記の者の普通徴収分について、△月分より特別徴収します。 なお、原則として特別徴収開始月は申請があった月の2ヵ月後になります。 (例えば8月に申請した場合10月と記入してください)</p>												
<p>○二重納付防止のため、本人あてに送付された普通徴収分の納税通知書を必ず同封して ください。また、すでに納付済みの分がある場合は、領収証の写しも同封してくだ さい。なお、過年度分及び普通徴収の納期限が過ぎているものについては、切り替え できません。</p>												
		納付書		口座		年 税 額		ア	円			
		納付済額 特・1・2・3		イ		残 税 額		ア-イ	円			
		特 徴 月 割 額		月		月以降		円				
		要		要		要		不要				
		要		要		要		不要				
		要		要		要		不要				
		異動 事出		52	73	81・82	処 理		担当 確認			
		済 始		期 月	済 始	期 月						

◎特別徴収へ切替できる期別と申請日の目安

期別	1期	2期	3期	4期
納期限	6月末日	8月末日	10月末日	1月末日
申請締切の目安	6月中旬	8月中旬	10月中旬	12月中旬
	6月	7~8月	9~10月	11~12月

※翌年1月以降の特別徴収への切替については、事務処理上お取扱いきませんのでご注意ください。

1~5月

※申請が納期限間際(当月下旬)となる場合は、重複納付を避けるため次期分からの切替をお願いします。

4 よくあるお問い合わせ

Q1 3月末で退職した社員が今年度特別徴収になっていますが、どうしてですか？

A 給与支払報告書の提出後に退職した社員の方がいる場合には、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。なお、手引き5ページの記載例をご参照の上、お早めに提出をお願いします。

Q2 在籍中の従業員が年の途中で転出したのですが、会社がする手続きはありますか？

A その年の1月1日現在にて課税自治体が決定しておりますので、手続きの必要はありません。

Q3 市県民税が非課税の従業員が異動した場合でも、異動届出書は提出する必要がありますか？

A 市県民税が非課税（徴収すべき税額がゼロ）の従業員が異動した場合でも「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要ですので、異動が生じた翌月の10日までに提出をお願いします。

Q4 今年採用した従業員も他の従業員と同様に特別徴収したいのですが、どうすればいいですか？

A 手引き8ページに記載の「特別徴収への切替申請書」を作成して、速やかに市民税課へご提出ください。なお、6月中に特別徴収への切り替え処理をした場合、特別徴収税額通知書の発送は7月中旬になります。それ以前に税額の連絡が必要な場合は、申請書の備考欄に「〇月〇日までに税額を連絡願います（電話連絡可）」等記載して下さい。

Q5 福島県外のため使用できる金融機関がないのですがどこで納めればいいですか？

A お手数ですが最寄りの郵便局にて支払い願います。その際、納入書綴の最後のページにある指定通知書をお持ちください。

特別徴収義務者（会社等）の名称や所在地等に異動があった場合の届出

特別徴収義務者の名称や所在地に異動があった場合には「給与所得等に係る特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を作成し、提出してください。法人登記上の名称又は住所が変更した場合は、登記簿の写しを添付してください。

納期の特例について

特別徴収税額の納入は、原則年12回の毎月納入としていますが、給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満であり、一定の要件を満たす事業所等は、いわき市長の承認を受けることにより、年2回の納期にまとめて納入することができる「納期の特例」という制度があります。

詳細及び申請用紙については、いわき市役所のホームページをご覧ください。
いわき市ホームページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>) ⇒ 暮らし・地域 ⇒ 暮らし・手続き ⇒ 税金 ⇒ 市県民税 ⇒ 給与所得等に係る市県民税の特別徴収

電子申告（eLTAX）を利用するとこんなに便利です！

- ◇ 自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続きを行うことができます。
 - ◇ 複数の地方公共団体への申告が、まとめて一回のデータ送信で行えます。
 - ◇ 給与支払報告書の提出は、「すべての地方公共団体」で電子申告をご利用いただけます。
 - ◇ eLTAXのメッセージボックスから、送信済の申告データ等の内容を確認することができます。
 - ◇ 特別徴収の税額決定通知書の内容をcsv形式の「電子データ」で受け取ることができます。
 - ◇ 住所、氏名などの項目の自動入力、税額等の自動計算などの申告書作成支援機能があります。
- ※eLTAXに関する詳しい情報はeLTAXホームページをご覧ください。

(<http://www.eltax.jp/>)

◎マイナンバーの導入について

マイナンバーについては、平成28年1月から順次利用が開始されています。今後、市民税・県民税に係る一部の提出書類にもマイナンバーの記載が必要になります。

平成28年1月1日以降に提出する申告書等にマイナンバーの記載が必要なもの

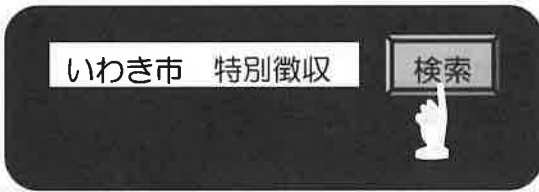
- ◇ 市民税・県民税納入申告書
- ◇ 市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
- … 特別徴収義務者の法人番号

平成29年1月1日以降に提出する申告書等にマイナンバーの記載が必要なもの

- ◇ 平成29年度給与支払報告書(総括表)(注)
 - … 給与支払者の法人番号又は個人番号
 - ◇ 平成29年度給与支払報告書(個人別明細書)(注)
 - … 納税義務者及び扶養親族の個人番号、給与支払者の法人番号又は個人番号
 - ◇ 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク及び磁気ディスクによる提出承認申請書
 - … 給与支払者・公的年金支払者の法人番号
 - ◇ 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
 - … 給与支払者・特別徴収義務者の法人番号又は個人番号、納税義務者の個人番号
- ※異動届は、平成29年1月以後に給与の支払いを受けた方がマイナンバーの記載が必要になります。

この手引きに記載されている帳票等はいわき市のホームページからダウンロードする事が可能です！

いわき市ホームページ
<http://www.city.iwaki.lg.jp>



お問い合わせ
いわき市財政部市民税課

〒970-8686
福島県いわき市平字梅本21番地
TEL 0246(22)7426・7427
FAX 0246(22)7588